

社会保険 いわて

7月

奇数月発行／2016No.778

- ご存じですか?産前産後休業期間中は保険料が免除になります
- 柔道整復師(整骨院・接骨院)などの施術を受ける皆さまへ
- 平成27年度事業報告と決算
- 労働Q&A
- 社会保険協会からのお知らせ
- 8月・9月の出張相談所日程

岩手県社会保険協会は、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会を応援します。



2016
希望郷

第71回国民体育大会

いわて国体

2016
希望郷

第16回全国障害者スポーツ大会

いわて大会

広げよう 感動。伝えよう 感謝。



「安心への功労者」

佐藤公一 (さとうこういち)

明治22(1889)年大東町生まれ。

農業を営む父の先見により盛岡にて就学を積み、代用教員や農業技術員を経て産業組合主事に就き農民の福利厚生に尽力。昭和6年当時、県下市町村の半数は無医村であった。

そこで組合という形を活かした医療機関の整備を押し進め、戦後県営となった中央病院をはじめ多くの地域に組合病院を設立した。

「俺には恩給もないし貯えもない。死ぬまで月給とりしねばなんねえのだよ。」という言葉の通り視察先にて最後を迎えた。今では当たり前だと思うような環境整備を築いた彼を忘れてはならない。

画と文／千葉てるお



一般財団法人 岩手県社会保険協会ホームページ…<http://www.syahokyo-iwate.com/>
日本年金機構ホームページ……………<http://www.nenkin.go.jp/>
協会けんぽホームページ……………<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

ご存じですか？ 産前産後休業期間中は 保険料が免除になります

次世代育成支援をするために、産前産後休業を取得した方は手続きをすることにより、育児休業と同じように、被保険者分及び事業主負担分ともに保険料が免除されます。

制度のポイント

◎産前産後休業期間中における給与が、有給・無給であるかは問いません。

- 産前：出産の日以前42日(予定日後の出産の場合は予定日以前42日)(多胎妊娠の場合は98日)
- 産後：出産の日後56日

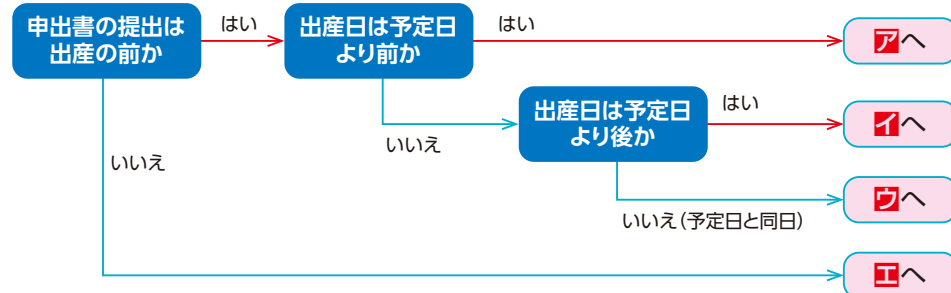
◎保険料の徴収が免除される期間は、産前産後休業開始月から終了予定の翌日の月の前月(産前産後休業終了日が月の末日の場合は産前産後休業終了月)までです。

例	産前産後終了日	保険料の免除月
	7月31日	→ 7月分まで
	7月15日	→ 6月分まで

◎免除期間中も被保険者資格に変更はなく、将来、年金額を計算する際は、保険料を納めた期間として扱われます。

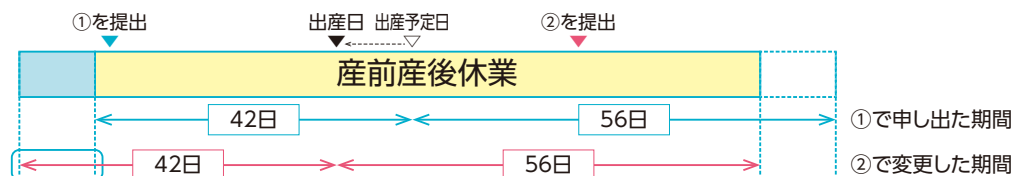
◎被保険者から産前産後休業取得の申出があった場合、事業主が「**産前産後休業取得者申出書**」を日本年金機構へ提出します。この申出は、**産前産後休業期間中**に行わなければなりません。

手続きのフローチャート



A 【出産前申出】 出産予定日より 前 に出産した場合

- ①出産前(産前休業開始後)に「産前産後休業取得者申出書」を提出
- ②出産後に「産前産後休業取得者変更(終了)届」を提出

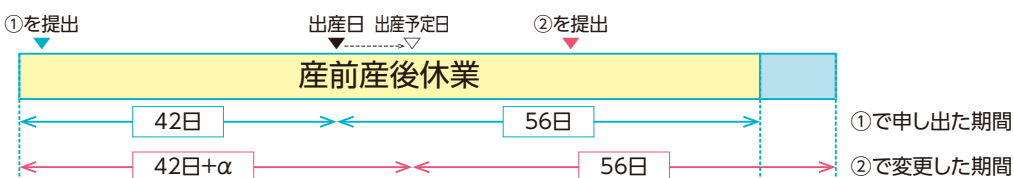


Point 労務に従事しなかった期間であった場合に休業開始日を変更する

◎当初申出した期間に変更が生じるので、届書等を2回提出する必要があります。

B 【出産前申出】 出産予定日より 後 に出産した場合

- ①出産前(産前休業開始後)に「産前産後休業取得者申出書」を提出
- ②出産後に「産前産後休業取得者変更(終了)届」を提出

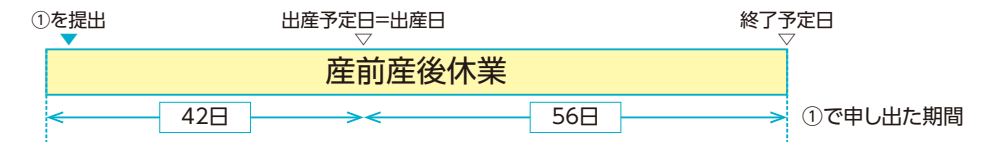


◎当初申出した期間に変更が生じるので、届書等を2回提出する必要があります。



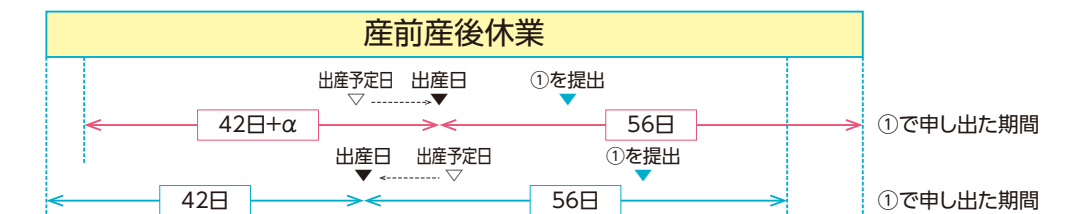
C 【出産前申出】 出産予定日に出産した場合

- ①出産前(産前休業開始後)に「産前産後休業取得者申出書」を提出
- ◎予定どおり終了する場合は、当初申出した期間に変更が生じないため、「産前産後休業取得者変更(終了)届」の提出は不要です。届書等は1回のみ提出となります。



D 【出産後申出】

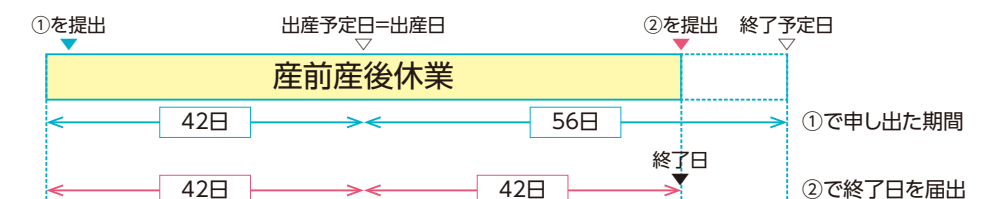
- ①出産後に「産前産後休業取得者申出書」を提出(出産予定日、出産日の両方を申出する)



◎終了予定日通り産前産後休業が終了する場合は、届書等は1回のみ提出となります。

E ●産前産後休業終了予定年月日の前までに産前産後休業を終了した場合

当初申出された①の産前産後休業終了予定年月日より前に産休を終了した場合は、②「産前産後休業取得者変更(終了)届」により終了年月日を届出

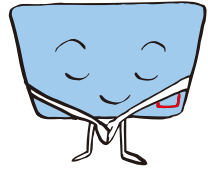


Q. 産前産後休業終了予定日より前に終了する場合とはどのようなケースでしょうか？

A. 労働基準法に産前産後について定義されており、産後8週間を経過しない女性を就業させてはならないこととなっておりますが、産後6週間を経過した女性が請求した場合、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることができ、復帰した場合は終了予定年月日より前に終了することとなります。また、産前については6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合は、その者を就業させてはならないこととなっております。当初出産前に申出書を提出した方がその後就業を希望して出産前までの間に一時復帰した場合は終了予定年月日より前に終了することとなります。その場合、その後、再び産前産後休業を取得したときは、改めて申出書の提出が必要となります。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。お近くの年金事務所へお問い合わせください。

柔道整復師(整骨院・接骨院)などの施術を受ける皆さまへ



柔道整復師(整骨院・接骨院)、はり・きゅう、あん摩・マッサージの施術で、健康保険の給付を受けるためには、一定の条件があります。

医療費の適正な支払いのため、健康保険でのかかり方を正しくご理解いただき、適正な受診にご協力をお願いします。

柔道整復師(整骨院・接骨院)のかかり方



健康保険の対象となる場合

急性などの外傷性の

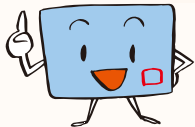
- 骨折・脱臼(応急処置を除いて医師の同意が必要)
- 捻挫・打撲・挫傷



健康保険の対象とならない場合

- 単なる肩こり、筋肉疲労
- 病気(神経痛、リウマチ、関節炎など)が原因の痛みやこり
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 保険医療機関(病院、診療所など)で同じ負傷等の治療中のもの
- 労災保険が適用になる工作中や通勤途上での負傷 など

※「健康保険の対象とならない場合」であるにもかかわらず、健康保険を使用して整骨院・接骨院で施術を受けた場合、その施術に係る費用を全額自己負担いただくことになりますのでご注意ください。



★整骨院・接骨院にかかるときの注意点

○負傷の原因を正しく伝えてください。

何が原因で負傷したのか、柔道整復師にきちんと話しましょう。外傷性の負傷ではない場合や負傷の原因が明確でない場合は、健康保険の対象になりません。

○療養費支給申請書は必ずご本人が署名してください。

療養費は、本来患者が費用の全額を支払った後、自ら保険者へ請求を行い支給を受ける「償還払い」が原則ですが、柔道整復については、例外的な取扱いとして、患者の方が自己負担分を柔道整復師に支払い、柔道整復師が残りの費用を保険者に請求する「受領委任」という方法が認められています。このため、多くの整骨院・接骨院等の窓口では、病院・診療所にかかったときと同じように自己負担分のみ支払うことにより施術を受けることができます。

○領収書を受け取り、大切に保管してください。

領収書は必ずもらい、金額や日数などをご確認ください。また、領収書は、医療費控除を受ける際にも必要になりますので、大切に保管してください。

○治療が長引く場合は一度医師へご相談ください。

長期間治療を受けても快方に向かわない場合は、内科的要因も考えられますので、一度医師の診断を受けましょう。

はり・きゅう、あん摩・マッサージのかかり方

健康保険の対象となる場合

はり・きゅう



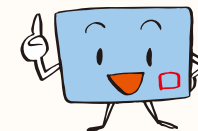
- ①神経痛・リウマチ・五十肩・頸腕症候群・腰痛症・頸椎捻挫後遺症
神経痛・リウマチなどと同一範疇と認められる慢性的な疼痛についても認められる場合があります。
- ②医師がはり・きゅうの施術について同意していること
保険医療機関において治療を行い、その結果、治療の効果が現れなかった場合など、医師による適当な治療手段がなく、医師がはり・きゅうの施術を受けることを認め、同意した場合です。

※医療機関で同じ傷病の診療を受けた場合は健康保険の対象となりません。

あん摩・マッサージ



- ①筋麻痺や関節拘縮などに対する医療上のマッサージ
疲労回復や慰安目的などのマッサージは、健康保険の対象となりません。
- ②医師があん摩・マッサージの施術について同意していること
①の症状が認められ、その制限されている関節の可動域の拡大と筋力増強を促し、症状の改善を目的として、医師があん摩・マッサージの施術が必要と同意した場合です。



★はり・きゅう、あん摩・マッサージにかかるときの注意点

○定期的に医師の同意が必要です。

健康保険を使って、はり・きゅう、あん摩・マッサージの施術を継続して受けるには、3カ月ごとに医師の同意が必要です。医師の同意のない施術は、健康保険の対象になりません。

○療養費支給申請書は必ずご本人が署名してください。

療養費支給申請書は、患者が施術費用の一部を協会けんぽに請求して支払いを受けるために必要な書類です。療養費支給申請書には、傷病名・日数・金額などが記載されていますので、よく確認したうえで、ご自身で記入・押印してください。

○領収書を受け取り、大切に保管してください。

領収書は必ずもらい、金額や日数などをご確認ください。また、領収書は、医療費控除を受ける際にも必要になりますので、大切に保管してください。



●協会けんぽからのお願い

医療費の適正な支払いのために、協会けんぽより文書で施術内容などについて照会をさせていただくことがあります。照会がありましたら、ご自身で回答書にご記入いただき、協会けんぽへご提出をお願いいたします。

柔道整復師などのかかり方に関するお問い合わせ ☎019-604-9070(協会けんぽ岩手支部業務グループ)

平成27年度事業報告と決算

岩手県社会保険協会では5月31日に理事会、6月21日に評議員会が盛岡市で行われ、平成27年度事業報告及び収入支出決算について承認されました。

平成27年度事業報告

1. 制度広報活動

- ①広報紙「社会保険いわて」を隔月(奇数月)発行
- ②算定基礎届事務説明会に合わせ冊子「社会保険の事務手続」の無償配布
- ③年金・健康保険委員の委嘱を受けている委員に対して「社会保険委員必携」「2015年版ダイアリー」の無償配布
- ④「年金マニュアルシート」「健診結果のわかる本」ほか制度パンフレット配布

2. 研修事業関係

- ①日本年金機構・健康保険協会(協会けんぽ)が実施していない地域を中心に事務研修を6地域、新任担当者向け研修を4地域で行った。
- ②ビジネスセミナーを一関市と金石市で行った。

3. 健康づくり、福利厚生事業

- ①健康ウォークを5月に遠野、11月に平泉で行った。
- ②鞍掛山軽登山を7月に実施。
- ③福利厚生事業ゴルフ大会を9月に実施

4. 会員拡大対策

- ①新規適用事業所への協会加入案内を送付、34事業所が加入。

5. 各地区社会保険委員会への活動支援ほか

平成27年度正味財産増減計算書

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

(単位:円)

科 目	決算額
一般正味財産増減の部	
1 経常増減の部	
(1) 経常収益	
基本財産受取利息	5,642
受取会費	41,746,600
雑収益	52,546
経常収益計	41,804,788
(2) 経常費用	
事業費	33,281,893
管理費	6,849,286
経常費用計	40,131,179
当期経常増減額	1,673,609
2 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
経常外収益計	0
(2) 経常外費用	
経常外費用計	0
当期経常外増減額	0
3 当期一般正味財産増減額	1,673,609
4 一般正味財産期首残高	66,734,726
5 一般正味財産期末残高	68,408,335

社会保険協会事業のご案内



高齢社会に入った今日、医療・年金・介護の各制度をはじめとする社会保険制度の充実はずまず求められております。岩手県社会保険協会は会員事業所各位に直近の的確な情報を提供していくとともに、被保険者や家族の健康と福祉増進のため、さまざまな事業を行っています。

■社会保険事業の促進事業

私たちの身近な社会保険事業をもっと知っていただくために、広報や研修などの事業を行っています。

●「社会保険いわて」の発行

隔月で、事業所に無償でお届けしている社会保険広報紙です。制度改正や事務手続きなどをタイムリーにお知らせしている情報紙です。

●社会保険制度の普及

各種講習(研修)会を独自開催すると共に、「日本年金機構」や「協会けんぽ」が主催する説明会、事務相談会等の開催協力をします。

●健康保険委員・年金委員活動の助成

事業所に設置される健康保険委員・年金委員に対する資質向上のための講習会の実施や委員会活動に対する助成を行います。

●生活習慣予防健診・特定健康診査事業促進の事業協力

「協会けんぽ」が実施する生活習慣病予防健診等の普及を図るため、関係機関と連携し健診事業の促進を図ります。

●各種スポーツ大会の開催

健康で明るい職場づくりの一環として、健康ウォーク、軽登山などの健康行事を行います。

■被保険者のための福利厚生事業

会員事業所の被保険者のみなさまが、毎日健康で安心して働くことができるように、各種の福利厚生事業を行っています。

●専門家による指導講習会

皆さまの職場に適した健康管理、生活習慣病予防の具体的な方法や考え方、実技指導など、保健師、栄養士、運動指導士等の専門家を無償で派遣して講習会を実施します。

●DVDの貸出

健康づくりDVDの貸出しをしています。(25～30分)

◎はじめてのウォーキング&ジョギング

◎若々しい体をキープ!(エクササイズ&ダイエット)

◎Good-by ストレス

◎正しく知れば怖くない がんのお話し

●職場に保健師を派遣

血圧測定等のほか健康管理をアドバイス。従業員への保健指導など職場の健康づくりの強い味方です。

●会員限定スポーツ大会の開催

ゴルフ大会などの福利厚生事業を行っています。

本協会は事業主・被保険者の皆様とともに歩み、高齢社会を支える社会保険制度の健全な発展のために尽くしてまいります。

本協会事業への一層のご理解とご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

一般財団法人 岩手県社会保険協会

〒020-0873

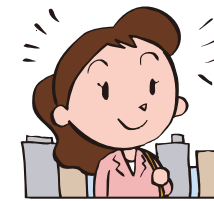
盛岡市松尾町17-10 盛岡畜産会館ビル1階

TEL.019-625-2772 FAX.019-626-0252

労働Q&A

女性活躍推進法について

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行されました。



Q1. 女性活躍推進法とは、どのような法律ですか?

A1. 女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するために制定された法律です。これにより、平成28年4月1日から、労働者301人以上の大企業は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに義務づけられています。



Q2. 事業主が行うべきことは何ですか?

A2. 以下の3項目になります。

1. 自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析を行う。

【状況把握の必須項目】

- ①採用者に占める女性比率 ②勤続年数の男女差 ③労働時間の状況 ④管理職に占める女性比率

2. 状況把握・課題分析を踏まえ、事業主行動計画を策定し、労働者への周知、外部への公表、都道府県労働局への届出を行う。

3. 自社の女性の活躍に関する情報を公表する。

※公表には、厚生労働省「女性の活躍・両立支援サイト」内の「女性の活躍推進企業データベース」を利用できます。

取組の実施状況が優良な企業は、厚生労働大臣の認定を受けることができます。



Q3. 労働者数には、パートタイマーも含まれますか?

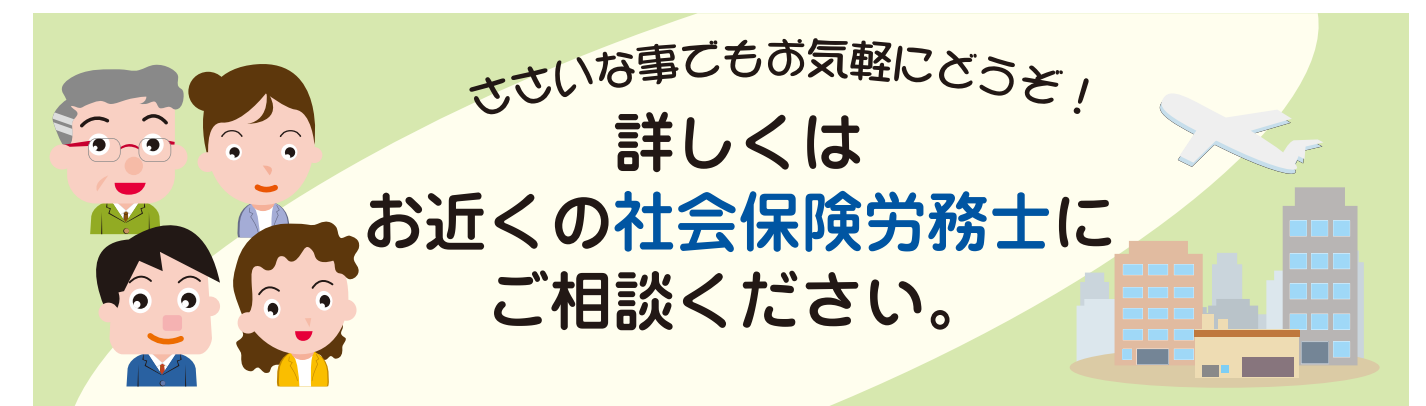
A3. はい。

労働者には、パートタイマーや契約社員も含まれます。ただし、1年以上の継続雇用が見込まれる場合に限りです。

なお、300人以下の労働者を雇用する中小企業については努力義務となっていますが、一定の取組を行う事業者は、助成金を受給できる場合があります。詳しくは、厚生労働省ホームページ「女性活躍加速化助成金」をご覧ください。

この機会に自社の現状を見直し、女性を大切にする職場作りをしていきたいものです。

【提供：岩手県社会保険労務士会】





社会保険協会からのお知らせ

研修事業と健康づくり事業のお知らせ

○「28年度 新任事務担当者研修会」が終了しました。

新規採用者や人事異動等により初めて社会保険事務を担当される方々を対象とした「新任事務担当者研修会【入門編】」が終了いたしました。

今年度は、5月16日「カシオペアメッセ・なにやーと会議室(二戸市)」、5月17日「一関文化センター小ホール(一関市)」、5月26日「釜石・大槌地域産業育成センター会議室(釜石市)」、5月27日「花巻市文化会館会議室(花巻市)」の4日間にわたり4会場で135名の参加があり、日本年金機構県内年金事務所と全国健康保険協会岩手支部の職員による各制度の基礎講座をいただきました。

○「28年度 社会保険事務研修会」を実施します。

県内各年金事務所所在地から遠隔地域の事業所を対象に「社会保険事務研修会」を日本年金機構、全国健康保険協会岩手支部及び公共職業安定所のご協力をいただき実施いたします。受講希望の方は当協会へFAXにてお申込みください。

開催日	開催時刻	開催場所(市町村)
7月26日(火)	13:15~16:45	岩泉町民会館(岩泉町)
7月27日(水)	13:15~16:45	軽米町農村環境改善センター(軽米町)
7月29日(金)	13:15~16:45	八幡平市立松尾コミュニティセンター(八幡平市)
9月26日(月)	13:15~16:45	釜石・大槌地域産業育成センター(釜石市)
9月27日(火)	13:15~16:45	東和総合福祉センター(花巻市東和町)
9月28日(水)	13:15~16:45	北上川交流センター(一関市川崎町)

■「民話の里 遠野健康ウォーク2016」が行われました。

28年度の健康づくり事業第1弾「民話の里 遠野健康ウォーク2016」が、去る5月21日(土)に行われました。

今年度で3回目の実施となった「遠野ウォーキング」は、県内事業所の被保険者やご家族の参加をいただき、8kmコースと5kmコースの2コースに分かれ、集合場所の遠野運動公園を出発。周りの山々の新緑と道筋のかわいい花々を眺めながらの遠野路を満喫し、全員が元気に完歩しました。



社会保険出張相談所 *****

会 場	8月	9月	時 間
盛岡	八幡平市役所(多目的ホール)	10(水)	7(水) 10:00~15:30
	ゆはず交流館(岩手町)	17(水)	14(水) 10:00~15:30
	葛 巻 町 役 場	24(水)	9月はお休みです 10:30~15:00
	紫 波 町 役 場	8月はお休みです 21(水)	10:00~15:30
一関	陸 前 高 田 市 役 所	18(木)	15(木) 10:30~15:30
	大 船 渡 商 工 会 議 所	25(木)	29(木) 10:30~15:30
	メイプル地階多目的ホール(水沢)	8月はお休みです 1(木)	10:30~16:00
	奥州商工会議所(江刺)	4(木)	9月はお休みです 10:00~15:00
宮古	青葉ビル第1・2研修室(釜石市)	18(木)	8(木) 10:00~15:30
花巻	遠野市まちおこしセンター	4(木)	1(木) 10:30~15:30
二戸	久 慈 市 文 化 会 館 (アンバーホール)	10(水)	7(水) 10:30~16:00
		24(水)	21(水) 10:30~16:00

※各会場とも電話による時間予約制を実施しています。相談日の前日までに管轄の年金事務所へご予約ください。

年金相談のご案内

県内の年金事務所では、通常の業務取扱時間のほか下記時間帯も年金相談を受けられます。

- ①月曜日(祝日にあたる時は翌開所日)午後7時まで受付を延長
- ②第2土曜日は、休日相談日9:30~16:00まで受付

※相談の内容によっては、翌日以降の回答となる場合があります。
※変更される場合がありますので、各年金事務所へご確認のうえお出かけください。

盛岡年金事務所 ☎019-623-6211(代)
一関年金事務所 ☎0191-23-4246(代)
宮古年金事務所 ☎0193-62-1963(代)
花巻年金事務所 ☎0198-23-3351(代)
二戸年金事務所 ☎0195-23-4111(代)

相談の際にお持ちいただくもの

- ①年金相談、年金加入期間の照会等には年金手帳が基礎年金番号通知書、振込通知書、年金証書など本人であることが確認できるものを必ずお持ちください。
- ②本人以外の方が相談される場合には、本人からの委任状と相談を受ける方の確認ができる身分証明書(運転免許証等)が必要となります。